



社労士じゃナイト、  
できないことがある。  
知っとかナイト、  
トラブルの恐れがある。

会社と働く人を守るため、  
社労士の仕事を正しく知っていただきたいです。

労働諸法令に基づく  
助成金申請業務

就業規則  
作成業務

年金相談  
請求業務

※他の法律に別段の定めがある場合においては、この限りではありません。



「人を大切にする企業」づくりから「人を大切にする社会」の実現へ  
全国社会保険労務士会連合会  
JAPAN FEDERATION OF LABOR AND SOCIAL SECURITY ATTORNEYS' ASSOCIATIONS

詳しい内容はこちらから ▶

<https://www.shakaihokenroumushi.jp/Portals/0/resources/knight/>



# 社労士は、社会保険労務士法に基づいた 「国家資格者」です。

事業主と働く人をトラブルから守るため、社労士にしかできない業務とアドバイス・サポートをする専門業務に取り組んでいます。

※他の法律に別段の定めがある場合においては、この限りではありません。

## 社労士に しかできない業務

労働保険・社会保険の書類作成・提出代行  
健康保険・雇用保険の給付手続き・雇用関係助成金申請

労働社会保険諸法令に従う帳簿書類の作成・賃金台帳の作成請負  
就業規則や各種労使協定の作成 など

## アドバイス・ サポートをする専門業務

労務管理や社会保険などに  
関する相談、アドバイス、コンサルティング など

公的年金の相談、経営労務診断 など

## 社労士の仕事 case1

### 社労士にしかできない 助成金の申請

🌻 労働諸法令に基づく助成金を代理申請できるのは、社労士だけです。

※他の法律に別段の定めがある場合においては、この限りではありません。

## 社労士の仕事 case2

### これも社労士にしかできない 就業規則の作成

🌻 就業規則をはじめ、賃金規程や退職金規程ほか各種規程・規則の作成・見直し、届出ができるのは、社労士だけです。

※他の法律に別段の定めがある場合においては、この限りではありません。

## 社労士の仕事 case3

### 専門家の社労士に聞こう! 年金相談・請求業務

🌻 社労士は「公的年金を専門とする唯一の国家資格者」として、皆さまからのご相談に応じています。

複雑な年金制度を分かりやすく説明し、必要に応じて各種の事務手続きをお手伝いすることで、年金に関するワンストップサービスを提供しています。

